

答 申 第 3 5 8 号
平成 2 4 年 3 月 2 7 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 2 月 2 4 日付け政法第 2 4 2 7 号による下記の諮問について別紙
のとおり答申します。

記

諮問第 4 4 8 号

平成 2 3 年 1 月 1 5 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 3 年 1 月 1 3
日付け政法第 2 0 6 0 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対
する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成23年1月13日付け政法第2060号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 送達されていない書類を送達したことにしている。（以下「申立人の主張1」という。）
- (2) 送達したことにしているのは、送達されると行政訴訟に発展し、健康福祉部保険指導課（以下「保険指導課」という。）職員とその上司（健康福祉部長、健康福祉部次長）が、『鋸南町が国保基盤安定負担金（軽減分）を水増し請求し、それを承知で上述千葉県職員が支払っている事実』が明らかとなることを隠ぺいするためである。（以下「申立人の主張2」という。）
- (3) 送達されたとする裁決書は県職員に都合のよい推定（送付した他の郵便物の配達記録の番号を送達した際の番号とすること。）によるものである。（以下「申立人の主張3」という。）
- (4) 同裁決書では、国保料の審査請求に対し、千葉県国民健康保険審査会が平成18・19年度の鋸南町国保の各賦課総額の算出方法を妥当としていたのが否定されるのを隠ぺいするため、平成20年度と同各賦課総額の算出方法を鋸南町が弁明しないまま裁決していた。（平成18・19年度と同各賦課総額の算出方法を鋸南町は弁明しているが、各賦課総額は水増しされていた。平成20年度の国保料の審査請求では、その水増し方法を明らかにした事実を証明したので鋸南町に同賦課総額を明らかにさせなかった。）（以下「申立人の主張4」という。）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（関係政令含む）では、審査請求人へは送達すべきなのに送付としていた上記県職員ら（総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）職員も確認しない重過失がある。）に問題がある。送達とする書類は1件1件送達しなければ、送達の確認ができないのは明らかである。まとめて送付することなどあり得ず、上述(2)、

(4)の不正の隠ぺいのため、送達していない書類を送達したことになっている。送付と送達の違いを県職員が理解できないなら問題がある。(以下「申立人の主張5」という。)

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、平成22年12月21日付けで「H21、1、14付裁決書（H20、8、16付審査請求分）がいつ送達されたのかがわかる書類（送達日がわかる書類）」について行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) また、平成22年12月21日の開示請求時に異議申立人に対し行った聞き取り調査において「送達日がわかる書類」とは、保険指導課の平成21年1月14日付け裁決書の謄本の施行年月日（通知日）がわかる書類及び政策法務課の平成21年1月22日の書留・配達記録郵便物等受領証であるとのことであった。

2 本件決定について

本件請求に係る行政文書は、政策法務課及び保険指導課で保有する行政文書であることから、実施機関は、本件請求のうち、政策法務課が保有する行政文書を次のとおり特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとして本件決定を行った。

なお、本件請求のうち、保険指導課が保有する行政文書については、別途決定が行われている。

3 対象文書の特定について

実施機関は、本件請求及び開示請求時の聞き取り調査の結果から、平成21年1月22日に政策法務課が郵便局へ配達記録郵便を依頼した際の受領証である「書留・配達記録郵便物等受領証（平成21年1月22日）」（以下「本件文書」という。）を以下のとおり特定した。

- (1) 書留・配達記録郵便物等受領証は、一般書留、簡易書留、配達記録及び配達証明の4種類があり、本件請求に係る裁決書の謄本の送付は、配達記録郵便で行っている。

また、書留・配達記録郵便物等受領証には、お届け先のお名前の欄、お問い合わせ番号の欄及び摘要欄等があり、お届け先のお名前の欄及び摘要欄については、発送を依頼する課が、届け先の氏名又は名称と個々の郵便物の料金及び発送を依頼する課の略称を記録している。

- (2) そこで、平成21年1月22日の書留・配達記録郵便等受領証のうち配達記録に係るものを確認したところ、同受領証の摘要欄に保険指導課の略

称である保指の記載が確認できたことから、同日、配達記録郵便により送付したものであると認められた。

- (3) よって、本件請求のうち政策法務課が保有する行政文書について、本件文書を特定したものである。

4 条例第8条第2号該当性について

本件文書には、届け先として個人の氏名が記載されており、これは条例第8条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

なお、この情報は、同号ただし書イに規定する法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、また、同号ただし書ロ、ハ、及び二にも該当しないため、不開示としたものである。

5 異議申立ての理由について

- (1) 申立人の主張1及び2について

異議申立人のいう「書類」とは、平成21年1月14日付け裁決書のことと解されるが、政策法務課は上記3のとおり本件文書を特定し、その上で、本件文書に記載された届け先の個人の氏名の部分を不開示として本件決定を行ったものであり、本件決定に違法、不当はなく、異議申立人のこの主張には理由がない。

- (2) 申立人の主張3について

本件決定に至る経緯は、上記(1)のとおりであり、異議申立人の「県職員に都合のよい推定(送付した他の郵便物の配達記録の番号を送達した際の番号とすること、)」との主張には理由がない。

- (3) 申立人の主張4について

この主張は、平成21年1月14日付け裁決書の内容について述べているものであり、政策法務課が行った本件決定とは何らの関係もなく、異議申立人のこの主張には理由がない。

- (4) 申立人主張5について

このうち、「送達とする書類は1件1件送達しなければ、送達の確認ができないのは明らかである。」との主張については、配達記録郵便は、問い合わせ番号を郵便事業株式会社に照会することにより配達状況の確認ができるため、異議申立人のこの主張には理由がない。

また、「国民健康保険法(関係政令含む)では、審査請求人へは送達すべきなのに送付としていた上記県職員ら(政策法務課職員も確認しない重過失がある。)に問題がある。」との主張のうち「(政策法務課職員も確認しない重過失がある。)」については、政策法務課では、各課が郵便料金集計システムに入力した内容と、各課から持ち込まれた郵便物の通数等との照合を業務として行っているが、文書の発送方法の決定や封入は、発送を依頼する課がその所掌する業務の一つとして行っているものであり、政策

法務課の職員は、発送する郵便物の内容及び発送方法の妥当性の確認は行わないこととなっている。よって、異議申立人の「(政策法務課職員も確認しない重過失がある。)」との主張には理由がない。

さらに、異議申立人のその余の主張については、平成21年1月14日付け裁決の手續について述べているものであり、政策法務課が行った本件決定とは何らの関係もなく、異議申立人の主張には理由がない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求について

- (1) 実施機関は次に掲げる理由から、①保険指導課が保有する、平成20年8月16日に審査請求が提起され、平成21年1月14日付けで行われた裁決の裁決書の謄本が送付された日がわかる行政文書、及び②政策法務課が保有する、平成21年1月22日の書留・配達記録郵便物等受領証のうち配達記録に係るもの（以下①及び②を「本件請求に係る対象文書」という。）の開示を求めているものと判断しているとのことである。

ア 本件請求について、行政文書開示請求書に記載された「H21、1、14付裁決書（H20、8、16付審査請求分）がいつ送達されたのかわかる書類（送達日がわかる書類）」とは、本件請求時に異議申立人に確認したところ、「保険指導課の平成21年1月14日付け裁決書の謄本の施行年月日（通知日）がわかる書類及び政策法務課の平成21年1月22日の書留・配達記録郵便物等受領証」であること

イ 平成20年8月16日に審査請求が提起され、平成21年1月14日付けで行われた裁決の裁決書の謄本は、保険指導課が配達記録郵便で送付していること

- (2) 実施機関の上記説明に不自然・不合理な点はなく、本件請求に係る対象文書以外の行政文書の開示を求めていると思料される特段の事情も認められないことから、本件請求は、本件請求に係る対象文書の開示を求めているものと認められる。

2 本件決定及び本件異議申立てについて

本件決定は、実施機関の説明要旨2のとおりである。これに対し、異議申立人は、平成23年1月15日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

3 本件文書の特定について

実施機関は、本件文書の特定については、実施機関の説明要旨3のとおりと説明するので、その妥当性について検討する。

- (1) 本件文書は、実施機関が平成21年1月22日付けで郵便局に配達記録

郵便を依頼した際の受領証である「書留・配達記録郵便物等受領証」計3枚である。

- (2) 本件請求に係る裁決書の謄本の送付は、配達記録郵便で行っているという実施機関の説明に不自然な点はなく、当審査会において見分したところ、本件文書の摘要欄には保険指導課が使用する文書記号が記録されていることが認められた。
- (3) また、当審査会事務局職員をして実施機関の事務室を確認させたところ、本件文書以外に平成21年1月22日付けで郵便局に配達記録郵便を依頼した際の受領書である「書留・配達記録郵便物等受領証」の存在は認められなかった。
- (4) 以上のことから、実施機関が本件文書を特定したことは妥当である。

4 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

本件文書には、個人の氏名が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第8条第2号本文に規定する不開示情報に該当するものである。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

本件文書に記載されている個人の氏名は、その内容及び性質から、本号ただし書に該当しない。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成23年 2月24日	諮問書の受理
平成23年 8月 5日	実施機関の理由説明書の受理
平成23年 8月12日	異議申立人の意見書の受理
平成23年10月28日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成23年12月22日	審議
平成24年 1月27日	審議
平成24年 2月24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成24年2月24日現在)